

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第9号

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀山市事務分掌規則（平成30年亀山市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表産業環境部の部に次のように加える。

|             |  |
|-------------|--|
| 生物多様性・獣害対策室 |  |
|-------------|--|

第2条第1項の表建設部の部都市整備課の項中「亀山駅前整備グループ」を「市街地調整グループ」に改める。

別表健康福祉部の部健康政策課の款健康づくりグループの項（3）中「予防に関する事」の次に「（19歳未満の予防接種を除く。）」を加え、同部子ども未来課の款母子保健グループの項に次のように加える。

（3）19歳未満の予防接種に関する事。

別表産業環境部の部農林振興課の款農林施設グループの項中（1）及び（2）を削り、（3）を（1）とし、（4）から（7）までを（2）から（5）までとし、同部環境課の款環境創造グループの項（5）中「、害虫駆除」を削り、同項中（6）を削り、（7）を（6）とし、（8）から（10）までを（7）から（9）までとし、（11）を削り、（12）を（10）とし、同部に次のように加える。

|             |  |   |
|-------------|--|---|
| 生物多様性・獣害対策室 |  | （1）有害鳥獣による農作物や樹木等への被害防止に関する事。<br>（2）野生動植物の保護及び増殖に関する事。<br>（3）生活環境（害虫駆除）に関する事。<br>（4）亀山里山公園の管理運営に関する事。<br>（5）生物多様性に関する事。 |
|-------------|--|---|

別表建設部の部都市整備課の款都市計画グループの項中（4）を削り、（5）を（4）とし、（6）を（5）とし、（7）を削り、（8）を（6）とし、同款亀山駅前整備グループの項を次のように改める。

|           |  |                               |
|-----------|--|-------------------------------|
| 市街地整備グループ |  | （1）亀山駅前整備に係る計画策定、設計及び工事に関する事。 |
|-----------|--|-------------------------------|

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>(2) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の計画及び施行に関すること。</li><li>(3) 都市公園・緑地の土木施設の財産管理及び維持修繕と整備に関すること。</li><li>(4) 都市施設の財産管理及び維持修繕と整備に関すること。</li></ul> |
|--|--|

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。